

河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

平成 2 9 年 6 月

河川の管理区分について

一級河川 ※ 河川管理者は、国土交通大臣
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

14,062河川
88,076.0km

指定区間外(直轄管理区間) (国土交通大臣管理)
一級河川の中でも重要度の高い区間。

指定区間 (一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。)
国土交通大臣が指定。

二級河川 ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

7,080河川
35,867.2km

準用河川 (市町村長管理)
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

14,320河川
20,102.9km

普通河川 (市町村長管理)
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

※河川数、河川延長は平成28年4月現在

一級河川指定等の根拠条文

河川法(抄)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

(参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

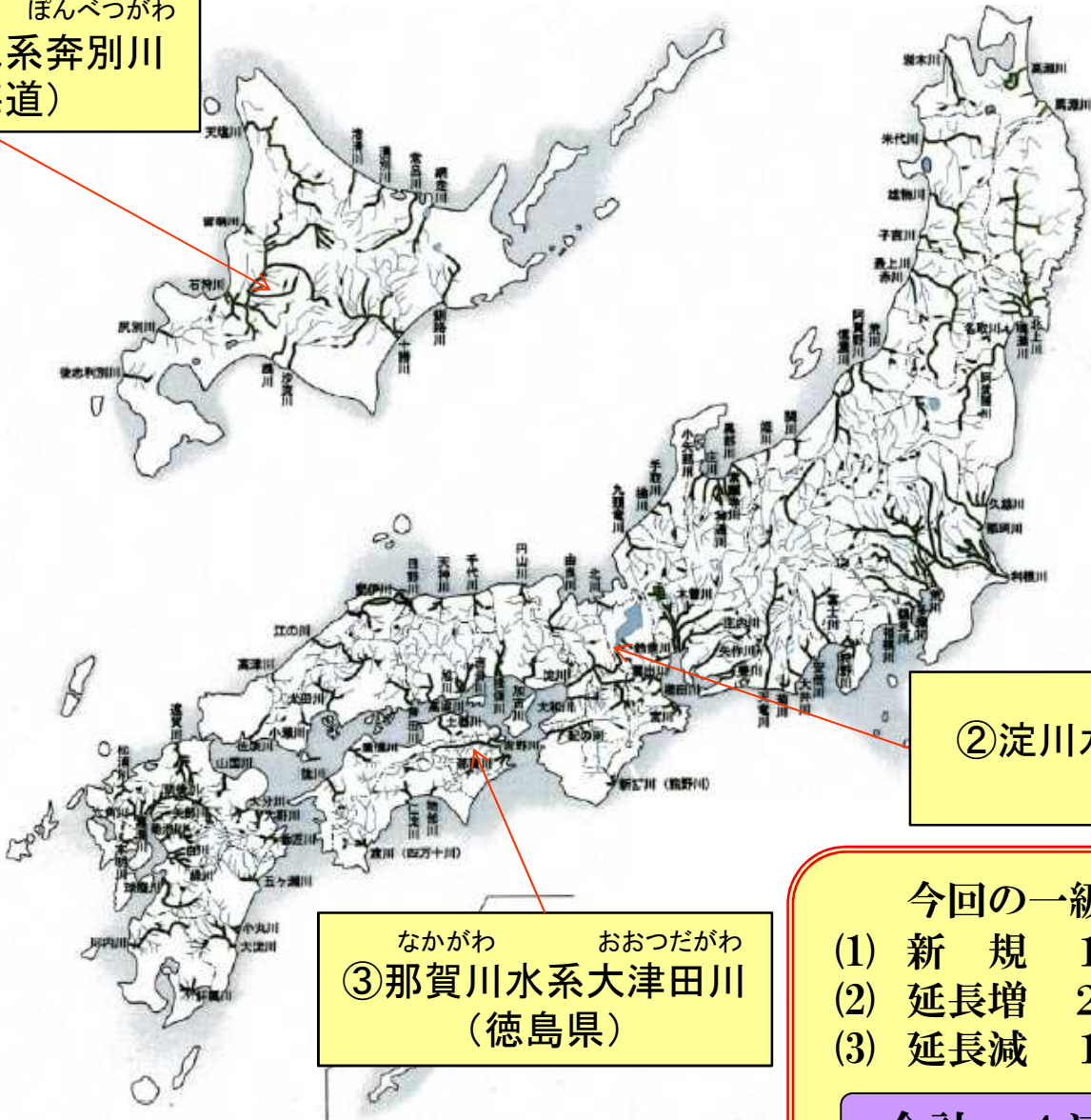
※なお、既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

(出典)

平成24年10月30日開催
河川分科会資料より

一級河川指定等(案)の全国位置図

ぼんべつがわ
①石狩川水系奔別川
(北海道)



おおつほうすいろ もりこしがわ
②淀川水系大津放水路、盛越川
(滋賀県)

なかがわ おおつだがわ
③那賀川水系大津田川
(徳島県)

今回の一級河川指定等(案)		
(1) 新規	1 河川	2.4 km
(2) 延長増	2 河川	0.7 km
(3) 延長減	1 河川	△1.9 km
合計		4 河川 1.2 km

①石狩川水系^{ぽんべつがわ}奔別川

河川指定等の概要

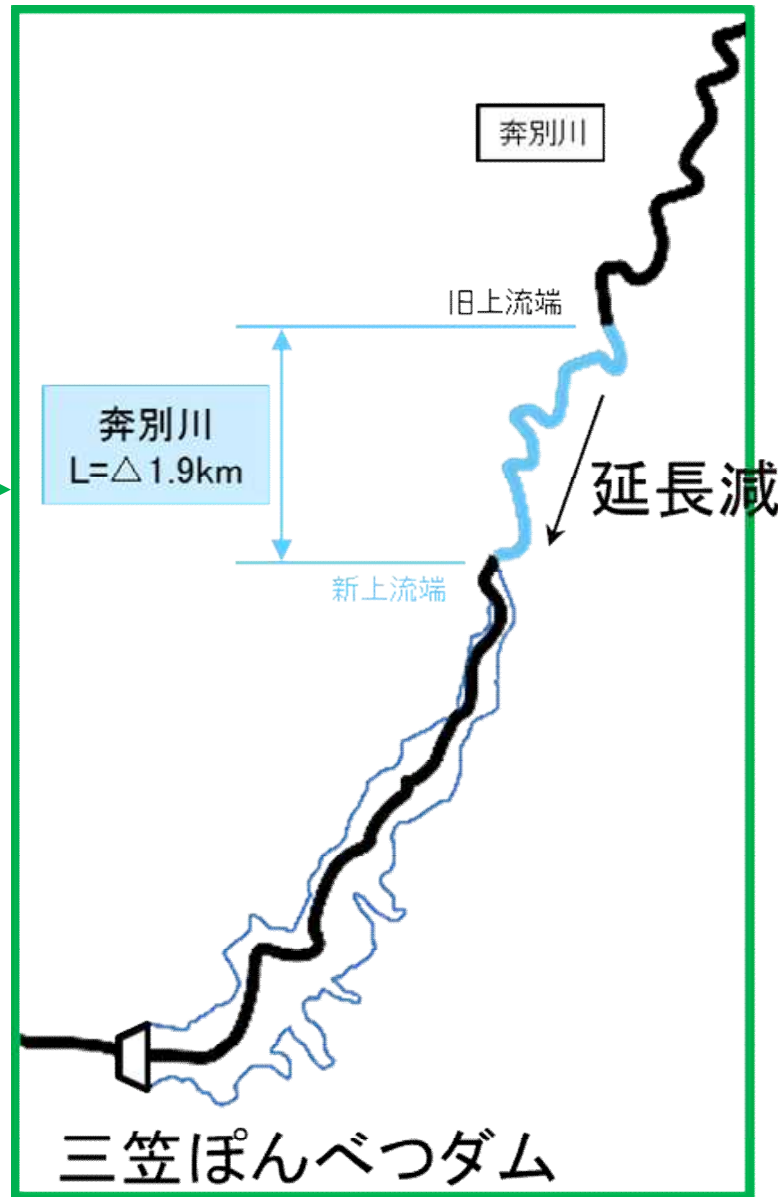
洪水への対応を行うため、三笠ぽんべつダム^{ぽんべつがわ}の建設が計画されており、平成30年度より本体工事を進めるにあたり、堤体の高さが当初の計画より25m低くなった。

これにより、今後建設されるダムの影響(河川水位の上昇等)が及ぶ河川の区間が確定したため、一級河川の指定の変更(延長減)を行うこととする。

～三笠ぽんべつダム(幾春別川総合開発事業)の経緯～

- ・平成 6年 基本計画策定 : ダム高78.0m
- ・平成20年 基本計画変更(第一回) : ダム高53.0m
- ・平成27年 基本設計会議 : ダム高53.0m【確定】
- ・平成27～28年 堆砂が貯水池に及ぼす影響を調査
→ ダムの影響が及ぶ河川の区間が確定
- ・平成29年 一級河川の指定の変更(延長減)
- ・平成30年 本体工事着工

①石狩川水系略図(奔別川)^{ぽんべつがわ}



①石狩川水系奔別川三笠ぽんべつダム位置図



②淀川水系^{おおつほうすいろ}大津放水路、^{もりこしがわ}盛越川

河川指定等の概要

大津市街地の洪水被害を軽減させるため、大津市南部を流れる複数の小河川の洪水を中流部で放水路へ流し込むための放水路整備が行われ、平成17年度にⅠ期区間が完成した。

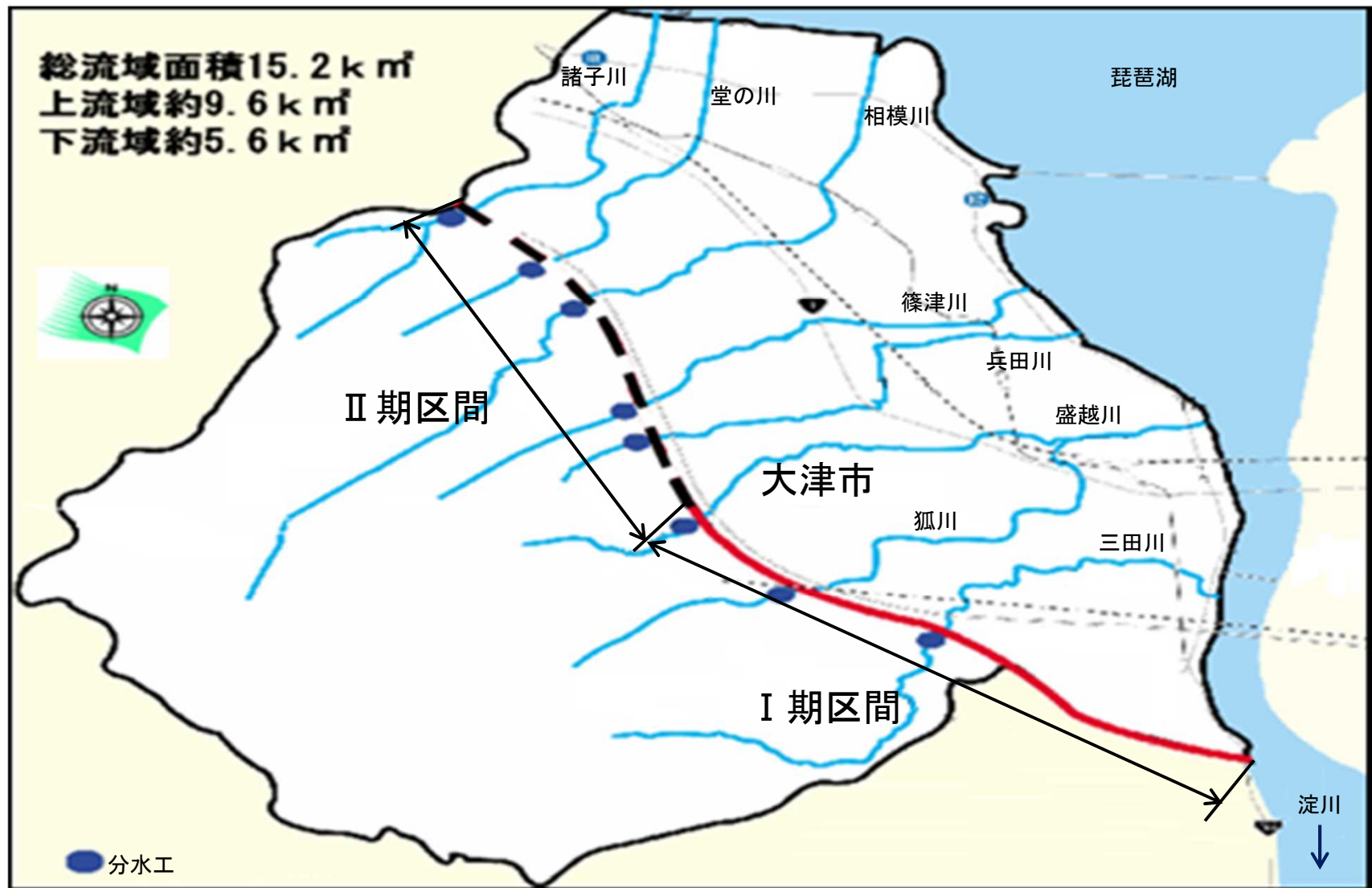
放水路上流部のⅡ期区間の整備・完成を待って河川指定を行う予定であったが、平成21年に策定した「淀川水系河川整備計画」において、当面Ⅱ期区間の整備を実施しないこととしたことから、Ⅰ期区間を先行して河川指定を行うべく施工した国と管理者の滋賀県で調整を開始し、平成28年度に調整が完了したため、大津放水路の河川指定を行う。

また、現在、一級河川に指定されていない盛越川上流部に大津放水路への分水工を設置し、盛越川下流部と一体管理を行う必要があることから、盛越川を大津放水路の分水工地点まで河川指定の変更(延長増)を行う。

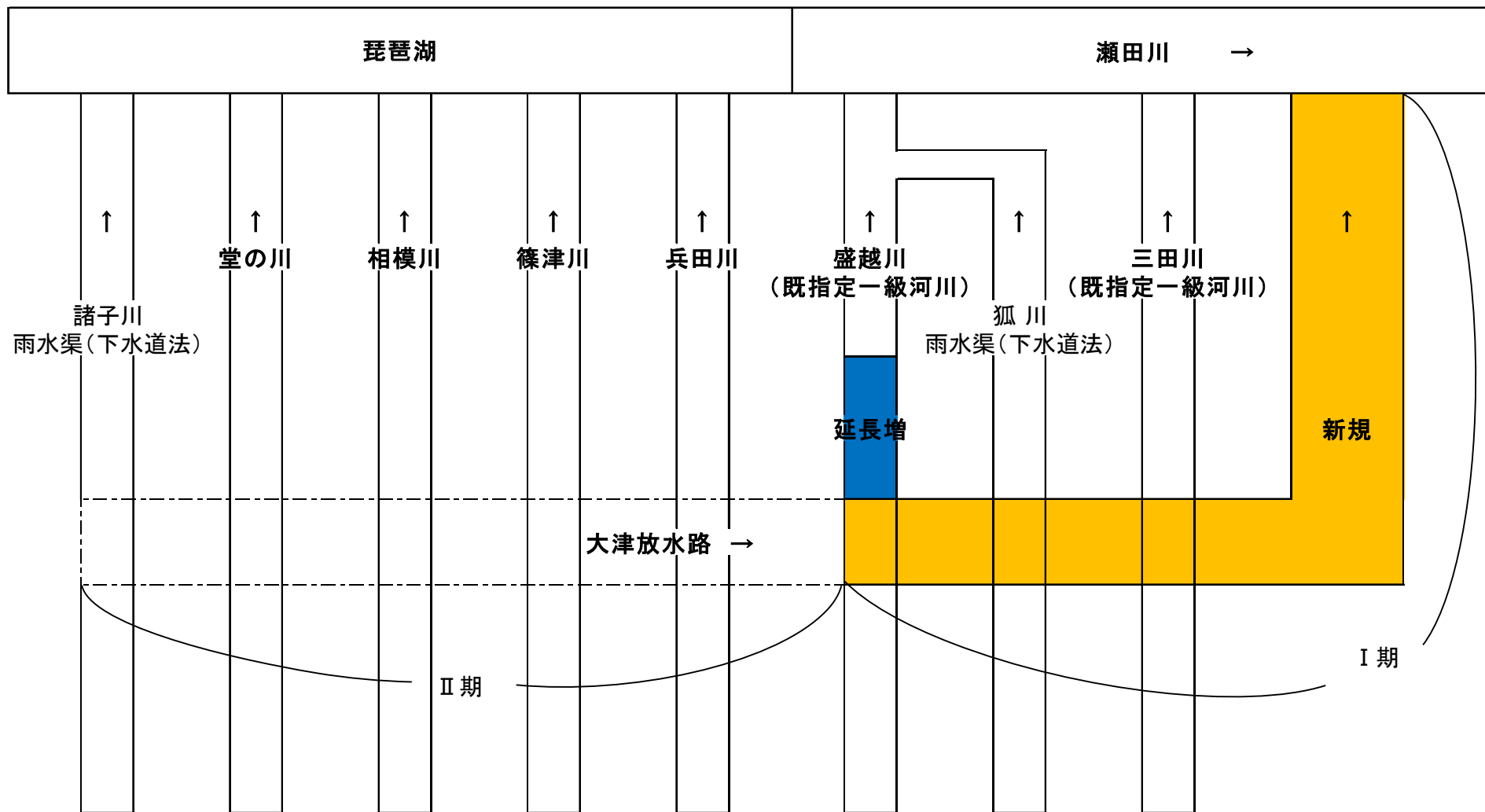
～大津放水路事業の経緯～

- ・平成 4年 直轄河川事業(大規模工事)の全体計画が大臣承認、事業着手
- ・平成17年 Ⅰ期区間完成
- ・平成21年 淀川水系河川整備計画策定
→ Ⅱ期区間は「実施時期を検討」
- ・平成28年 近畿地方整備局・滋賀県において、大津放水路の管理に関する調整が完了
- ・平成29年 一級河川の指定及び指定の変更(延長増)

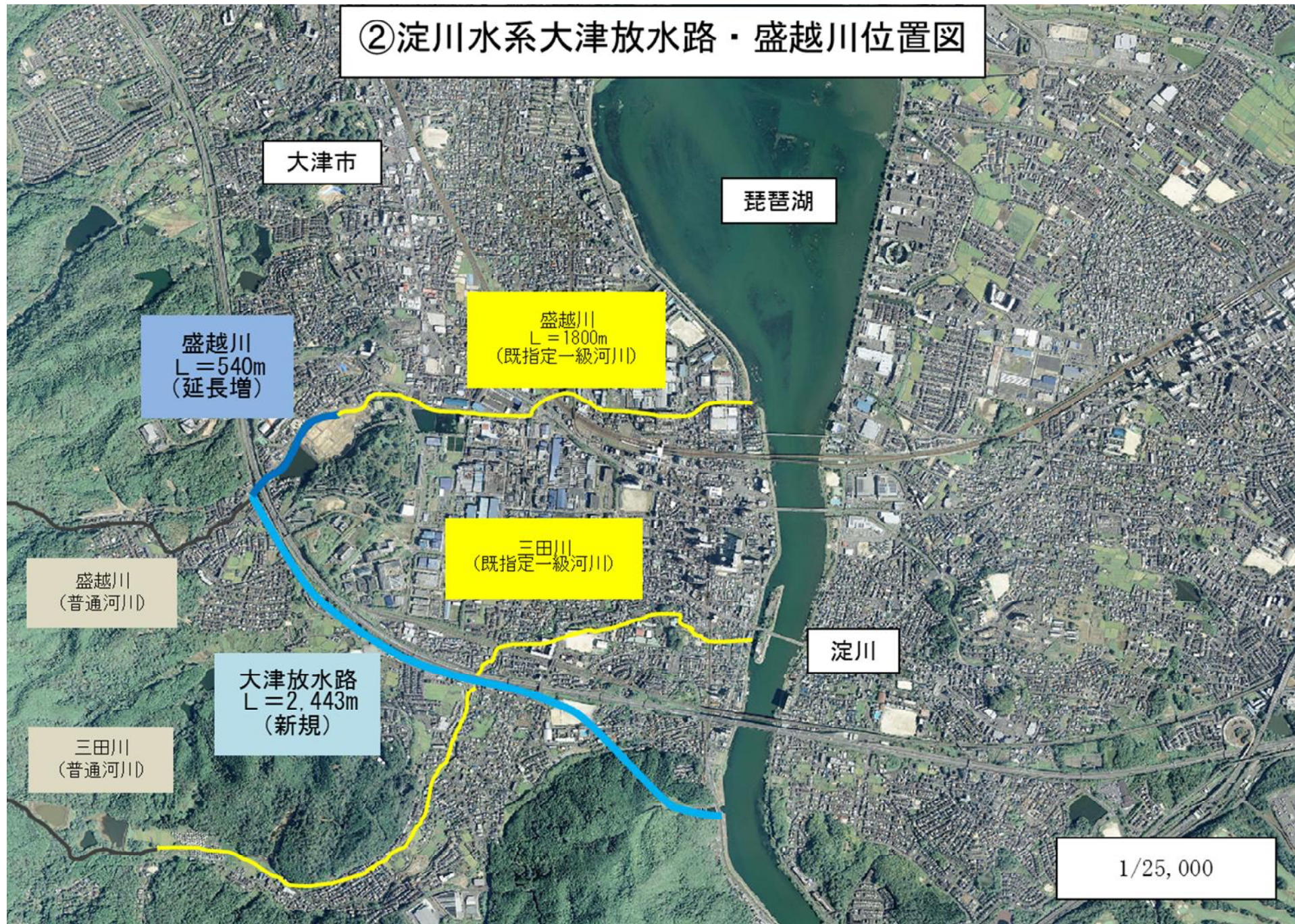
②淀川水系略図(大津放水路、盛越川)
おおつほうすいろ もりこしがわ



おおつほうすいろ
 ②大津放水路流入河川模式図



②淀川水系大津放水路・盛越川位置図



なかがわ おおつだがわ
③那賀川水系大津田川

河川指定等の概要

大津田川流域においては、甚大な被害が頻発していることから、昭和42年に一級河川の指定を行い、大津田川総合流域防災事業により下流部から順に河床掘削、護岸改修等が行われてきたところ。

平成29年度より河床掘削、護岸改良等を行う上流部について、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。

～大津田川総合流域防災事業(小規模河川改修事業)の経緯～

- ・昭和45年 小規模河川改修事業開始
- ・平成17年 総合流域防災事業開始
- ・平成28年 既指定区間の右岸について概成
- ・平成29年 一級河川の指定の変更(延長増)
- ・平成29年 延長増した上流部の右岸について、工事着工

なかがわ おおつだがわ
 ③那賀川水系略図(大津田川)



③那賀川水系大津田川位置図

